

## 山梨県更生保護施設施設整備費補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 山梨県更生保護施設施設整備費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、安全・安心な地域社会の構築に多大な役割を果たしている更生保護施設について、更生保護法人山梨以徳会（以下「補助事業者」という。）が行う施設整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象経費、補助額)

第3条 補助対象経費は、前条に規定する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費で、次に掲げる費用とし、補助金の額は、予算の範囲内で知事が定める額とする。

- (1) 建物工事
- (2) 電気設備工事
- (3) 機械設備工事
- (4) 外構工事
- (5) 解体工事

### (補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添付して、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第2号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

### (補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、補助事業を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容等を変更しようとする場合、事前に事業変更承認申請書（第3号様式）を提出して知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更（補助金の交付の目的に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、補助金の額に影響を及ぼさない範囲の変更をいう。）は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し又は廃止する場合は、事前に事業中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を提出して知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要と認める事項

(財産の管理及び処分)

第7条 補助事業により取得し、又は効用の増加した施設については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第8条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(状況報告)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求めることができる。

(実績報告書)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 この補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に精算払いとする。

## 附則

- 1 この要綱は、令和2年7月3日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条から第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

第1号様式

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所  
氏名

印

山梨県更生保護施設施設整備費補助金交付申請書

山梨県更生保護施設施設整備費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 補助事業の目的及び内容

3 添付書類

(1) 申請額算出内訳書 (別紙1-1)

(2) 事業計画書 (別紙1-2)

(3) 補助事業に係る歳入歳出予算書抄本

申請額算出内訳書

(単位：円)

総事業費 A	収入額 B	差引額 (A - B) C	補助基準額 D	県補助金所要額 CとDを比較して少ない方の額 (1,000円未満の端数切捨) E	備考

(注) 補助基準額は 1,500 万円とします。

1 施設の所在地

2 設置主体及び経営主体

3 利用定員 人

4 施設の規模及び構造

(1) 施設面積  $m^2$

(2) 敷地の所有関係

(3) 建物の面積 建築面積  $m^2$  延面積  $m^2$

(4) 建物の構造 ( 造)

5 整備費内訳

(1) 工事費 \_\_\_\_\_ 円

(2) その他 \_\_\_\_\_ 円

計 \_\_\_\_\_ 円

6 財源内訳

(1) 自己資金 \_\_\_\_\_ 円

(2) 県補助金 \_\_\_\_\_ 円

(3) その他の補助金及び助成金等

計 \_\_\_\_\_ 円

7 施工計画

(1) 直営、請負の別

(2) 契約予定年月日

(3) 着工予定年月日

(4) 完成予定年月日

(5) 事業開始予定年月日

8 その他参考事項

9 添付資料

設計書又は設計図

殿

山梨県知事

山梨県更生保護施設施設整備費補助金交付決定通知書

令和2年\*月\*日付けで申請のあった標記の補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和2年\*月\*日付けで申請のあった、標記事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円

- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業の期間は、令和2年\*月\*日から令和3年3月31日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、補助事業を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

  - (1) 補助事業の内容等を変更しようとする場合、事前に事業変更承認申請書（第3号様式）を提出して知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更（補助金の交付の目的に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、補助金の額に影響を及ぼさない範囲の変更をいう。）はこの限りでない。
  - (2) 補助事業を中止し又は廃止する場合は、事前に事業中止（廃止）承認申請書（第



4号様式)を提出して知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要と認める事項

## 6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日(廃止の承認を受けた場合はその承認の日)から起算して一箇月を経過した日又は令和3年4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

第3号様式

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所

氏名

印

山梨県更生保護施設施設整備費補助金事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けました、この事業の内容等を変更したいので、山梨県更生保護施設施設整備費補助金交付要綱第6条第1号の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金変更交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

3 変更事項

4 添付書類

(1) 申請額算出変更内訳書 (別紙3-1)

(2) 補助事業に係る歳入歳出予算書抄本

申請額算出変更内訳書

(単位：円)

総事業費 A	収入額 B	差引額 (A-B) C	補助基準額 D	県補助金所要額 CとDを比較して少ない方の額 (1,000円未満の端数切捨) E	既交付決定額 F	差引今回 変更申請額 G	備考

(注) 補助基準額は1,500万円とします。

第4号様式

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所  
氏名

印

山梨県更生保護施設施設整備費補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定（変更決定）を受けました、この事業の内容等を中止（廃止）したいので、山梨県更生保護施設施設整備費補助金交付要綱第6条第2号の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

第5号様式

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所  
氏名

⑩

財産処分承認申請書

山梨県更生保護施設施設整備費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県更生保護施設施設整備費補助金交付要綱第7条第2項に基づき、申請します。

記

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

第6号様式

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

山梨県更生保護施設施設整備費補助金事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、  
山梨県更生保護施設施設整備費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金精算額 \_\_\_\_\_ 円

3 添付書類

(1) 補助金精算額内訳書 (別紙6-1)

(2) 事業実績書 (別紙6-2)

(3) 補助事業に係る歳入歳出決算書抄本

補助金精算額内訳書

(単位：円)

総事業費 A	収入額 B	差引額 (A - B) C	補助基準額 D	県補助金所要額 CとDを比較して少ない方の額 (1,000円未満の端数切捨) E	県補助金 交付決定額 G

(注) 補助基準額は1,500万円とします。

事業実績書

1 施設の所在地

2 設置主体及び経営主体

3 利用定員 人

4 施設の規模及び構造

(1) 建物の面積 建築面積 m<sup>2</sup> 延面積 m<sup>2</sup>

(2) 建物の構造 ( 造)

5 支出済事業費総額

(1) 工事費 \_\_\_\_\_ 円

(2) その他 \_\_\_\_\_ 円

計 \_\_\_\_\_ 円

6 施工期間

(1) 契約年月日

(2) 着工年月日

(3) 完成年月日

(4) 事業開始年月日

7 その他参考事項

8 添付資料

(1) 請負の場合は、工事請負契約書の写し

直営の場合は、支払い領収書の写し

(2) 工事完了を確認するに足る検査済証の写し

(3) 建物平面図及び立面図 (申請書添付のものと同じ場合は省略)

(4) 建物内外の主要部分の写真